

水質検査計画(検査頻度と検査項目)

《定期の水質検査》(施行規則第15条第1項)

① 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

② おおむね1箇月に1回以上行う検査項目を表.1に示す。

(表.1中*の項目については、連続的計測及び記録がなされている場合にあっては、
3箇月に1回以上とすることができる。)

③ ジエオスミン、2-メチルイソポルネオールの検査については、水源における当該事項を
産出する藻類の発生が少ないものとして検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1箇月に1回以上とする。

④ おおむね3箇月に1回以上行う検査項目を表.2に示す。

(表.2中*の項目については、水源に水又は、汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は、浄水方法を変更した場合は除く。)であって、過去3年間における検査結果がすべて水質基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上、基準値の10分の1以下である場合は、おおむね3年に1回以上とする事ができる。

表.1 おおむね1箇月に1回以上行う検査項目

番号	定期検査項目
1	一般細菌
2	大腸菌
38	塩化物イオン*
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)*
47	pH値*
48	味*
49	臭気*
50	色度*
51	濁度*

⑤ 表.3に水質検査を省略することができる項目を示す。表.3の項目においては、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、省略の際の検討事項を勘案してその全てまたは、一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

ただし、検討の結果、水質検査を省略することができるとされた項目についても、おおむね3年に1回程度の頻度で水質検査を行い、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認する。

表.2 おおむね3箇月に1回以上行う検査項目

番号	定期検査項目	番号	定期検査項目
3	カドミウム及びその化合物	※	23 クロロホルム
4	水銀及びその化合物	※	24 ジクロロ酢酸
5	セレン及びその化合物	※	25 ジブロモクロロメタン
6	鉛及びその化合物	※	26 臭素酸
7	ヒ素及びその化合物	※	27 総トリハロメタン
8	六価クロム化合物	※	28 トリクロロ酢酸
9	亜硝酸態窒素	※	29 ブロモジクロロメタン
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	※	30 ブロモホルム
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※	31 ホルムアルデヒド
12	フッ素及びその化合物	※	32 亜鉛及びその化合物
13	ホウ素及びその化合物	※	33 アルミニウム及びその化合物
14	四塩化炭素	※	34 鉄及びその化合物
15	1,4-ジオキサン	※	35 銅及びその化合物
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	※	36 ナトリウム及びその化合物
17	ジクロロメタン	※	37 マンガン及びその化合物
18	テトラクロロエチレン	※	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)
19	トリクロロエチレン	※	40 蒸発残留物
20	ベンゼン	※	41 隕イオン界面活性剤
21	塩素酸	※	44 非イオン界面活性剤
22	クロロ酢酸	※	45 フェノール類

*は、測定回数を削減できる項目

水道技術管理者資格取得講習会テキストより抜粋

表.3 水質検査を省略することができる検査項目

番号	定期検査項目	省略の際の検討事項
3	カドミウム及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
4	水銀及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
5	セレン及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
6	鉛及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材の使用状況を十分考慮
7	ヒ素及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
8	六価クロム化合物	原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材の使用状況を十分考慮
12	フッ素及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
13	ホウ素及びその化合物	(原水が海水の場合は省略不可)
14	四塩化炭素	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(地下水を水源とする場合は近傍の地下水状況を含む)
15	1,4-ジオキサン	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(地下水を水源とする場合は近傍の地下水状況を含む)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(地下水を水源とする場合は近傍の地下水状況を含む)
17	ジクロロメタン	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(地下水を水源とする場合は近傍の地下水状況を含む)
18	テトラクロロエチレン	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(地下水を水源とする場合は近傍の地下水状況を含む)
19	トリクロロエチレン	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(地下水を水源とする場合は近傍の地下水状況を含む)
20	ベンゼン	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(地下水を水源とする場合は近傍の地下水状況を含む)
26	臭素酸	(オゾン処理及び次亜塩素酸消毒の場合は省略不可)
32	亜鉛及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材の使用状況を十分考慮
33	アルミニウム及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材の使用状況を十分考慮
34	鉄及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材の使用状況を十分考慮
35	銅及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品及び資機材の使用状況を十分考慮
36	ナトリウム及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
37	マンガン及びその化合物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
40	蒸発残留物	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
41	陰イオン界面活性剤	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
42	ジェオスミン	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮(湖沼等を水源とする場合は原因藻類の発生状況を含む)
43	2-メチルイソポルネオール	原水の状況等を十分考慮(湖沼等を水源とする場合は原因藻類の発生状況を含む)
44	非イオン界面活性剤	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮
45	フェノール類	原水、水源及びその周辺の状況等を十分考慮